

農業制度資金のご案内

(令和8年7月21日現在)

『こんなときはこんな資金を』

○施設・機械等の取得

農舎・ハウス等の整備 又は農機具の購入資金	農家経営安定資金 (P4) 農業近代化資金 (P8) (公庫) スーパーL資金 (P12) (公庫) 経営体育成強化資金 (P14) (公庫) 農林漁業施設資金 (P15)
--------------------------	--

○作物の植栽

果樹・花きの植栽のための資金	農業近代化資金 (P8) (公庫) スーパーL資金 (P12) (公庫) 経営体育成強化資金 (P14)
----------------	--

○種苗・肥料等の運転資金

種苗・肥料の購入等の運転資金	農家経営安定資金 (P4) 農業近代化資金 (P8) スーパーS資金 (P10) (公庫) スーパーL資金 (P12) (公庫) 経営体育成強化資金 (P14)
----------------	--

○家畜の購入

家畜購入のための資金	農業近代化資金 (P8) (公庫) スーパーL資金 (P12) (公庫) 経営体育成強化資金 (P14)
------------	--



集落営農推進応援歌
「未来のために」
CDジャケットより
イラスト 阿部和弘



○農地等の取得・借入・造成

農地等の取得資金	農家経営安定資金 (P4) (公庫) スーパーL資金 (P12) (公庫) 経営体育成強化資金 (P14)
農地を借りて規模拡大するための資金	農業近代化資金 (P8) (公庫) スーパーL資金 (P12)
農地等を改良・造成するための資金	農業近代化資金 (P8) (公庫) スーパーL資金 (P12) (公庫) 経営体育成強化資金 (P14) (公庫) 農業基盤整備資金 (P15)

○地域産業6次化の推進

法人化又は法人構成員への参加のための資金	農業近代化資金 (P8) (公庫) スーパーL資金 (P12)
施設整備等資金	農業近代化資金 (P8) (公庫) スーパーL資金 (P12) (公庫) 農業改良資金 (P13) (公庫) 農林漁業施設資金 (P15)

○新規参入・新規部門導入

新規参入・新規部門導入のための資金	農業近代化資金 (P8) (公庫) 青年等就農資金 (P12) (公庫) スーパーL資金 (P12) (公庫) 農業改良資金 (P13) (公庫) 経営体育成強化資金 (P14)
-------------------	---

○負債の整理・経営の維持

負債整理・経営維持のための資金	農家経営安定資金 (P4) 農業経営負担軽減支援資金 (P10) 畜産リノベ資金 (P10) 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金 (P10) (公庫) スーパーL資金 (P12) (公庫) 経営体育成強化資金 (P14)
-----------------	---

○災害対策資金

災害対策のための資金	農家経営安定資金 (P4～7) (公庫) 農林漁業セーフティネット資金 (P14) (公庫) 農林漁業施設資金 (P15) (公庫) 農業基盤整備資金 (P15)
------------	--

○高病原性鳥インフルエンザ関連

高病原性鳥インフルエンザの発生等により 影響を受けた畜産経営体向け資金	家畜疾病経営維持資金 (P11) (公庫) 農林漁業セーフティネット資金 (P14)
--	---

※資金によって使途、貸付対象者、貸付利率及び貸付限度額等が異なりますので、次ページ以降にてご確認ください。

福島県

農業経営再建のための農業金融支援について

『東日本大震災』により被害を受けた方（被災したことの証明を受けた方）に対する
制度資金の融通について、特例措置が講じられます。

		資 金 名	対 象 者	資金使途	償還期限・据置期間 ※2	備 考
公 庫 資 金	（緊急 中長期 運転）	農林漁業セーフティ ネット資金	主業農業者	災害復旧の中長期 の運転資金	期限 15年→18年 （据置 3年→6年）	貸付限度額を 600万円（特認：年間経営費等の6/12） ↓ 1,200万円（特認：年間経営費等の12/12） に拡充（対象：原子力発電所の事故による災害 の影響を受けている被災農業者）
	施 設 復 旧 等	農林漁業施設資金 （災害復旧）	農 業 者	施設等の修理	期限 15年→18年 （据置 3年→6年）	貸付限度額 負担額の80%又は1施設あたり 300万円（特認 600万円）
		スーパーL資金	認定農業者等	施設資金、 長期運転資金	期限 25年→28年 （据置 10年→13年）	貸付限度額 個人 3億円（特認 6億円） 法人 10億円（特認 20億円）
		経営体育成強化資金	主業農業者	施設資金、 長期運転資金	期限 25年→28年 （据置 3年→6年）	貸付限度額 個人 1.5億円 法人・集落営農組織 5億円
		農業基盤整備資金	主業農業者	施設資金	期限 25年→28年 （据置 10年→13年）	貸付限度額 対象事業の当該年度地元負担額 最低限度額は1件当たり50万円
民 間 資 金	施 設 復 旧 等	農業近代化資金	主業農業者	長期運転資金、 施設資金	期限 15年→18年 （据置 7年→10年）	貸付限度額 個人 1,800万円 法人 2億円
	負 債 整 理	農業経営負担軽減 支援資金	主業農業者	営農に係る負債 整理	期限 10年【特認15年】 →18年 （据置 3年【特認3年】 →6年）	貸付限度額 営農に係る負債の限度内

※1 東日本大震災（地震・原発事故による災害）による被害を受けた方については、次の特例措置があります。

- ①貸付当初18年間の利子助成
- ②公庫資金及び農業近代化資金は実質的に無担保、無保証人
- ③農業信用基金協会の保証料の免除
- ④貸付契約の際の印紙税が免除

なお、上記①から③の特例措置に係る対象者は、原子力被災12市町村にほ場、事業所その他事業拠点を有する原子力発電所の事故の影響を受けている農業者であって、次のいずれかの要件を満たす方です。

- ・ 東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない者又は再開後2年を経過していない者
- ・ 東日本大震災の影響により年間販売額が減少した者

※2 償還期限及び据置期間の特例（それぞれ3年延長）は、次のいずれかに該当する者であって、原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に適用されます。

- ① その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者
- ② その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

ウクライナ情勢等に伴う『原油価格・物価高騰等』による影響を受けた方に対する
制度資金の融通について、特例措置が講じられます。

		資 金 名	対 象 者	資金使途	償還期限・据置期間	備 考
公 庫 資 金	(緊急 中長期 運転)	農林漁業セーフティ ネット資金	主業農業者	災害復旧の中長 期の運転資金	期限 15年 (据置 3年)	貸付限度額 600万円(特認：年間経営費の6/12) ※ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高 騰の影響を受けた農業者 上記貸付限度額とは別枠で600万円 (特認：上記特認とは別枠で年間経営費の 6/12)
	負 債 整 理	経営体育成強化資金 (負担軽減のみ)	主業農業者	営農に係る負債 整理等	期限 25年 (据置 3年)	貸付限度額 個人・農業参入法人 1.5億円 法人・集落営農組織 5億円

■ ウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた方については、次の特例措置があります。

- ①貸付当初5年間の利子助成(農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金)
- ②貸付限度額の引き上げ(農林漁業セーフティネット資金)
- ③実質無担保・無保証人(農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金)

【問い合わせ先】

- ・(株)日本政策金融公庫福島支店農林水産事業 TEL024-521-3328
ホームページアドレス <http://www.jfc.go.jp>
- ・JA、銀行など各融資機関



農家経営安定資金（福島県独自の制度）

県単独の資金で、主に他の制度資金で対象にならないものが対象となります。

【取扱機関：農協、銀行、信金】

資金の種類	資金の用途	貸付対象者	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額
小 災 害 資 金	天災等により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るために必要な資金	農業を営む個人・団体	年 % 3.00	年以内 5(1)	300万円
現在ご利用可能な資金 【東日本大震災農業経営対策特別資金】→5ページをご覧ください。 【原油価格・物価高騰対策資金】→6ページをご覧ください。 【令和8年5月降ひょう災害資金】→7ページをご覧ください。					
負債整理資金	営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債を借換えるのに必要な資金	農業を営む個人・団体	3.00	6(1)	300万円
経営支援資金	「産地生産力強化総合対策事業（産地育成整備事業）実施要領」に基づく事業を実施するために必要な資金	農業を営む団体	2.50	5(1)	補助事業の事業主体負担経費の額以内
農 業 経 営 高 度 化 資 金	農業経営の規模拡大、資本装備の高度化等農業経営の改善に必要な資金	農業を営む個人・団体	3.00	7(1) 運転資金 3(なし)	500万円
中 山 間 地 域 経 営 維 持 資 金	中山間地域の農業経営の維持・安定に必要な施設・機械資材の購入に必要な資金	農業を営む個人・団体	3.00	7(1)	500万円
「農業信用基金協会の債務保証」利用可能（負債整理資金を除く） 保証料(年) 有担保 0.33% 無担保 0.33～0.73% 法人特例 0.48% ただし、災害資金は0.27%					

令和8年度 農家経営安定資金 東日本大震災農業経営対策特別資金の概要

東日本大震災により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定や営農再開を支援するため、農家経営安定資金を融通します。

資金種別

(原発事故対策緊急支援資金)

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）により農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金

対象経費

- (ア) 原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等が、営農のため緊急に必要なとする運転資金（簡易な施設等の整備を含む）
- (イ) 原発事故の影響による避難農業者等が、福島県内での営農再開のため必要なとする運転資金及び施設等の取得に必要な資金
- (ウ) 原発事故の影響により作付けが制限されている区域等において作付け再開する農業者等が、必要なとする運転資金及び施設等の取得に必要な資金

貸付限度

原発事故対策緊急支援資金

個人 1,000万円 団体・法人 1,200万円

貸付利率 2.5%以内（農協取扱いにあっては無利子）※R8年度の利率は4月1日時点の利率で固定

償還期限 10年以内（うち据置3年以内）

福島県農業信用基金協会の保証制度が利用可能

1) 保証料率 年0.27% 2) 保証割合 100%

3) 担保・保証人 ・個人：原則無担保・無保証人 ・法人：代表者個人連帯保証により無担保
・任意団体：任意団体と構成員全員の連帯債務により無担保・無保証人

※ 債務延滞者等に無担保・無利子で保証引受を行う、福島県農業信用基金協会が実施する農業経営復旧対策特別保証事業（国事業）による債務保証の利用も可能です。

なお、この場合の保証料率は年0.33%です。

取扱融資機関 県内各総合農業協同組合、福島県酪農業協同組合、東邦・福島・大東の各銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・会津の各信用金庫

原油価格・物価高騰により資金繰りに支障をきたしている農業者のみなさまへ



農家経営安定資金

原油価格・物価高騰対策資金

貸付対象者

原油価格や飼料価格、農業資材価格の高騰により農業経営に影響を受けている農業者等

資金使途

農業経営に必要な燃油、飼料及び農業資材を購入するために必要とする資金
(農業資材とは、ハウスフィルムやマルチ等の被覆資材及び肥料を指します。)

貸付限度額

500万円以内
(貸付限度額まで複数回利用可能)

償還期限

5年以内(うち据置1年以内)

貸付利率

2.5%以内(JA取扱いの場合はJAグループ福島の利子助成により無利子)

申込期限

令和9年3月5日(金)まで

担保・保証

福島県農業信用基金協会の保証が利用可能

保証条件

- (1) 保証料率 年0.27%
- (2) 保証割合 100%
- (3) 担保・保証人

次の場合は無担保・無保証人とすることができます。

○個人

- ・認定農業者の方
既保証額と合わせて3,600万円以内
- ・認定農業者かつ農産物販売金額2,000万円以上の方
既保証額と合わせて7,200万円以内
- ・認定農業者以外の方
既保証額と合わせて1,500万円以内
※農業近代化資金等を借り入れている場合は、無担保・無保証人の既保証額と合わせて3,000万円以内

○任意団体

任意団体と構成員全員の連帯債務により1人当たり1,200万円以内

○法人

- ・認定農業者の法人
既保証額と合わせて7,200万円以内
- ・認定農業者以外の法人
既保証額と合わせて6,000万円以内

《取扱融資機関》

県内各総合農業協同組合、福島県酪農業協同組合、東邦・福島・大東の各銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・会津の各信用金庫

福島県

令和8年5月の降ひょう災害
被災農業者等のみなさまへ

農家経営安定資金

令和8年5月降ひょう災害資金

令和8年5月の降ひょうにより農業経営に被害を受けた農業者等の経営の維持安定を図るため、農家経営安定資金を融通いたします。

貸付対象者

令和8年5月の降ひょうにより農業経営に被害を受けた農業者等

資金使途

農業施設等の復旧費及び営農のため必要とする運転資金
(収入保険の保険料等及び果樹共済の共済掛金等を含む。)

貸付限度額

300万円以内

償還期限

5年以内(うち据置1年以内)

貸付利率

2.8%以内(JA取扱いの場合は
JAグループ福島の利子助成により
無利子)

申込期限

令和9年3月5日(金)まで

担保・保証

福島県農業信用基金協会の保証が利用可能

保証条件

- (1) 保証料率 年0.27%
- (2) 保証割合 100%
- (3) 担保・保証人

次の場合は無担保・無保証人とすることができます。

○個人

- ・認定農業者の方
既保証額と合わせて3,600万円以内
- ・認定農業者かつ農産物販売金額2,000万円以上の方
既保証額と合わせて7,200万円以内
- ・認定農業者以外の方
既保証額と合わせて1,500万円以内
※農業近代化資金等を借り入れている場合は、無担保・無保証人の既保証額と合わせて3,000万円以内

○任意団体

任意団体と構成員全員の連帯債務により1人当たり1,200万円以内

○法人

- ・認定農業者の法人
既保証額と合わせて7,200万円以内
- ・認定農業者以外の法人
既保証額と合わせて6,000万円以内

《取扱融資機関》

県内各総合農業協同組合、東邦・福島・大東の各銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・会津の各信用金庫

福島県

農業近代化資金

農業者等が農業経営の近代化を図るのに必要な長期で低利な資金です。

【取扱機関：農協、銀行、信金、信組等】

資金の種類	資金の用途	利用形態	償還期限 (うち据置期間) 注(1)	貸付利率	貸付限度額	備 考
施設等資金 (1号資金)	畜舎、果樹棚、農機具その他農産物の生産、流通、加工に必要な施設の改良、造成、復旧、取得 (復旧に必要な資金は、認定農業者及び集落営農組織等のみ)	個人利用	年以内 認定農業者 15(7) 認定新規就農者 17(5) その他一定の要件を満たす農業者 15(3)	年 % 3.00	〔個人利用〕 個人 1,800万円 (特認 2億円) 法人 2億円 農業参入法人 1億5千万円	《貸付対象者》 〔個人利用〕 ・認定農業者 注(2) ・認定新規就農者 ・その他の一定の要件を満たす農業者(集落営農組織を含む、注4) ・農業参入法人 原則5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人 〔共同利用〕 農協、土地改良区、共同利用事業を行う団体等 《融資率》 総事業費の80%以内
			(農機具のみの場合) 認定農業者 7(2) 認定新規就農者 10(5) その他一定の要件を満たす農業者 7(2)			
		共同利用	20(3) (農機具のみの場合) 10(2)			
果樹等植栽育成資金 (2号資金)	果樹、多年生草本、桑、花木その他永年性植物の植栽、育成 (その他永年性植物の植栽、育成は認定農業者及び集落営農組織等のみ)	個人利用	認定農業者 15(7) 認定新規就農者 17(7) その他一定の要件を満たす農業者 15(7)			(認定農業者・集落営農組織に係る融資率の特例を受ける場合、100%の融資率となります。) (注2)
		共同利用	15(7)			
家畜購入育成資金 (3号資金)	乳牛その他の家畜の購入、育成	個人利用	認定農業者 7(2) 認定新規就農者 10(5) その他一定の要件を満たす農業者 7(2)			
		共同利用	7(2)			
小土地改良資金 (4号資金)	事業費1,800万円を超えない規模の農地、牧野の改良、造成、復旧 (復旧に必要な資金は、認定農業者及び集落営農組織等のみ)	個人利用	認定農業者 15(7) 認定新規就農者 18(5) その他一定の要件を満たす農業者 15(3)			目標地図に位置付けられた等の認定農業者に対する特例 ① 規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組む者であって、目標地図に位置付けられた等の認定農業者は、農林水産長期金融協会の利子助成により、貸付当初5年間の金利負担軽減措置(最大2%、以下同じ。)、その後償還終了時(最長15年間)まで、償還期限に応じてスーパーL資金の貸付金利と同水準での融資が受けられます(担い手経営発展支援金融対策事業)。 ② ①とは別に、目標地図に位置付けられた等の認定農業者は、農林水産長期金融協会の利子助成により、貸付当初5年間の金利負担軽減措置を受けて融資が受けられます(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業)。 ※ 限度額：2億円まで 農村給排水施設資金及び特定農家住宅資金は対象外。
		共同利用	15(3)			
長期運転資金 (5号資金)	農業経営の規模拡大、その他農業経営の改善に必要な長期運転資金 1 農地又は採草放牧地の賃借権等の権利取得の場合の権利金支払い又は存続期間に対する対価全額一時払い 2 農機具、運搬用機具等の賃借権取得の場合の借賃全額一時払い 3 能率的技術、経営方法習得のための研修 4 品種の転換 5 農畜産物の需要開拓のための調査、開発、通信・情報処理機材取得 6 営業権、商標権、研究開発等の費用 7 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するための経費 8 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等農業経営の改善にとつて必要な農業費、その他の費用	個人利用	認定農業者 15(7) 認定新規就農者 17(5) その他一定の要件を満たす農業者 15(3)			
農村環境整備資金 (6号資金)	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成、取得	共同利用	20(3)			「復興枠」について 原発事故により影響を受けている農業者の皆さんの農業経営継続に役立つ資金です。 詳しくは9ページをご覧ください。
大臣特認資金 (7号資金)	給排水施設の改良、造成、取得	個人利用	認定農業者 15(7) その他一定の要件を満たす農業者 15(3)			「農業信用基金協会の債務保証」利用可能 保証料(年) 有担保 0.23% 無担保 0.38% 無担保のうち特例 0.30% 法人特例 0.46%
		個人利用	認定農業者 15(7) その他一定の要件を満たす農業者 15(3)			
	特定農家住宅の改良、造成、取得	個人利用	認定農業者 15(7) その他一定の要件を満たす農業者 15(3)			
		個人利用	認定農業者 15(7) その他一定の要件を満たす農業者 15(3)			
	内水面養殖施設の改良、造成、取得	個人利用	認定農業者 15(7) その他一定の要件を満たす農業者 15(3)			
		共同利用	15(3)			

- 注(1) 償還期限の欄の認定新規就農者は、市町村の認定を受けた認定就農計画に従って資金を利用する人が対象となります。
- 注(2) 認定農業者になるためには、経営改善資金計画について市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。
- 注(3) 長期運転資金(5号資金)の資金使途、3から6については、認定農業者等(認定農業者及び認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者)のみが、7から8については、認定農業者等、集落営農組織及び集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者のみが対象となります。また、2については認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用器具に限り対象となります。
- 注(4) 集落営農組織が借入を行う場合には、経営改善資金計画について市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。

農業者のみなさまへ

ご存知ですか？

農業近代化資金（復興）

福島県では農業近代化資金に**復興枠**を設けております。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により影響を受けている農業者の皆さんが農業経営を継続するに当たり、お役に立てる資金です。

既存の農業近代化資金にはない優遇措置がございますので、ぜひご活用ください。

貸付対象者

認定農業者等であり、かつ次のいずれかに該当する者。

- ① 被災12市町村の農業者で、営農を再開して2年を経過した者
- ② 被災12市町村の農業者で、避難先で営農を再開して2年を経過した者
- ③ 被災12市町村の農業者と共同で、農業を営む法人又は団体
- ④ 被災12市町村の農業者を雇用し、農業を営む法人又は団体
- ⑤ 原発事故の風評被害等により、農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等

優遇措置

福島県農業信用基金協会の債務保証料の1/2を助成します。

通常保証料率(年)は、次のとおりです。

(有担保:0.23% 無担保:0.38% 無担保のうち特例:0.30% 法人特例:0.46%)

貸付利率

3.00%(令和8年7月21日現在)

貸付条件

優遇措置に掲げた以外の貸付条件等は、通常の農業近代化資金と同じです。

※詳しくは金融機関の融資担当者にお尋ねください。

取扱金融機関:各総合農業協同組合、福島県酪農協同組合、東邦・福島・大東・第四北越・常陽の各銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・白河・会津・ひまわりの各信用金庫、農林中央金庫

福島県

農業経営負担軽減支援資金

既往債務の負担を軽減するための借換資金です。

【取扱機関：農協、銀行、信金、信組等】

資金の使途	事業実施期間	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額
営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借換え（主な取扱いは次のとおり） ○国の制度資金（農業近代化資金、新日本政策金融公庫資金等）は貸付利率が5%を超えるものが対象となる。 ○県単制度資金（農家経営安定資金等）は貸付利率に関係なく対象となる。 ○営農に関係ない負債や営農に関係あるかどうか不明な負債は対象とならない。 ○買掛未払金等の負債は対象とならないが、証書貸付に切り換えた場合は対象となる。	平成13年度 ～ ～	年 % 3.00	年以内 10(3) 特認 15(3)注(1)	制限なし
「農業信用基金協会の債務保証」利用可能 保証料(年) 無担保・無保証人の場合 0.85% 有担保の場合 0.50% (個人＝原則として物的担保とし、必要により連帯保証人も徴求。法人＝代表者個人連帯保証と物的担保を徴求。その他保証金額制限有)				

注(1) 特認は既往債務の年間償還額等からみて、特に必要と認められる場合に適用されます。

スーパーS資金（農業経営改善促進資金）

農協等が融通する認定農業者のための短期運転資金です。

【取扱機関：農協、銀行、信金、信組等】

資金の使途	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額
農業経営に必要な短期運転資金 (次の具体例のとおり) ○種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費 ○肉用素畜、中小家畜等の購入費 ○小農具等営農用備品、消耗品等の購入費 ○営農用施設・機械の修繕費 ○地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料 ○生産技術、経営管理技術の修得費 ○市場開拓費、販売促進費等	年 % 2.15	年以内 当座貸越、手形貸付（設定した極度額の範囲内で1年以内に随時借り入れて随時返済する）及び証書貸付	個人 500万円 法人 2,000万円 (畜産又は施設園芸を含む経営の場合は、それぞれの4倍となる)
「農業信用基金協会の債務保証」利用可能 保証料(年) 無担保・無保証人の場合 0.48% 有担保の場合 0.28% 法人特例 0.73%			

注(1) この資金を利用できる期間は、認定を受けた農業経営改善計画の実施期間内で原則5年間です。

注(2) 融資機関は、事前に県と協議が必要です。

畜産リノベ資金(大家畜・養豚特別支援資金)

畜産業を営む方の既往債務の負担を軽減するための借換資金です。

【取扱機関：農協、銀行、信金、信組等】

資金の使途	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額
畜産経営が抱える営農負債を長期・低利の資金に借り換えることにより経営再建を支援する資金 経営改善資金 毎年の約定償還額のうち償還困難な額の借換に要する資金 経営継承資金 後継者が経営を継承すると認められる経営が当該経営の安定に必要な限度で既借入金を一括して借換に要する資金	年 % 2.80 (貸付日の利率となります。) 貸付日(年4回) 5月末 8月末 11月末 2月末	年以内 大家畜 経営改善資金 15(3) 経営継承資金 25(5) 養豚 経営改善資金 7(3) 経営継承資金 15(5)	知事が承認した「経営改善計画書」に記載された額

注(1) 貸付期間は、令和5年度～令和9年度です。

注(2) 経営改善計画書を融資機関に提出し、県主催の畜産特別資金審査委員会の審査を受け、（独）農畜産業振興機構と協議する必要があります。

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金

酪農・肉用牛経営における3年分の償還額を長期・低利で借換えることによる償還負担の軽減と経営環境の変化への対応をサポートする制度資金です。

【取扱機関：農協、銀行、信金、信組等】

資金の使途	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額
大家畜経営に必要な資金として借り入れた資金の約定償還金（元本及び利息に限る。）の借換えを行うのに要する資金	年 % 2.80 (貸付日の利率となります。) 貸付日(年4回) 5月末 8月末 11月末 2月末	年以内 25(5)	知事が承認した「担い手経営改善計画」の計画期間中の当初3年間において支払うべき資金の各年の支払金の合計額

注(1) 貸付期間は、令和7年度です。

注(2) 担い手経営改善計画を融資機関に提出し、県主催の畜産特別資金審査委員会の審査を受け、（独）農畜産業振興機構と協議する必要があります。

家畜疾病経営維持資金

高病原性鳥インフルエンザの発生等により影響を受けた畜産経営体が畜産経営の再開等に必要とする営業資金です。

【取扱機関：農協、銀行、信金、信組等】

資金の使途	貸付対象者	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額
家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費	○ 経営再開資金 家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者	年 %	年以内	○経営再開資金 個人：2,000万円 法人：8,000万円
	○ 経営継続資金 家畜伝染病等の発生に伴い経営継続が困難となった者であって、次に該当する者 ・家畜等の移動制限又は搬出制限の対象となった家畜を飼養する者 ・移動制限又は搬出制限が行われた区域内の農家又はと畜場等の畜産関連施設との、家畜等の取引が停止された畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの ・輸出先国への家畜又は畜産物の輸出が停止された区域内の畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの	2.125	7(3)	○経営継続資金 家さん 5.2万円/100羽
	○ 経営維持資金 家畜等の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受けた者	3.00	7(3)	○経営維持資金 経営継続資金と同じ

注(1) 貸付期間は、令和5年度～令和9年度です。

注(2) 高病原性鳥インフルエンザのほか、低病原性鳥インフルエンザ、豚熱及び口蹄疫等の家畜伝染病が対象です。

注(3) 借入希望者は畜産経営維持計画を作成し、県又は（独）農畜産業振興機構理事長の承認を受ける必要があります。

㈱日本政策金融公庫資金（１） スーパーＬ資金（農業経営基盤強化資金）

認定農業者のための長期低利資金です。 【取扱機関：㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業、農協、銀行、信金、信組等】

資 金 の 使 途	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	貸 付 限 度 額	債 務 保 証
農業経営改善計画の達成に必要なすべての資金 (次の具体例のとおり) ○農地等の取得、改良等 ○農業経営用施設・機械等の取得、改良、造成 ○農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の取得、改良、造成 ○借地権、機械等の利用権その他無形固定資産の取得等 ○家畜、果樹の導入 ○法人への出資金 ○長期運転資金 ○経営の安定に必要な資金（負債の整理（制度資金は除く）等） ○公庫資金の借り換え	年 % 1.95～3.00	年以内 25(10)	個人 3億円 (特認6億円) 法人 10億円 (特認20億円) うち、経営の安定に必要な資金の場合の貸付限度額は、 個人 6,000万円 (特認1億2,000万円) 法人 2億円 (特認4億円)	借受方法が転貸の場合のみ 「農業信用基金協会の債務保証」利用可能 保証料(年) 無担保・無保証人の場合 0.38% ” のうち特例 0.32% 有担保の場合 0.23% (法人=代表者個人連帯保証、その他保証金額制限有)
	認定農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者に対し、令和7年度に貸付決定がされた場合、一定条件の下、貸付当初5年間に限り、最大2.0%の利子助成(実質無利子化)が適用されます。 また、TPP対策特別枠として、認定農業者等で、新たに攻めの経営展開を行う計画(経営展開計画)を策定した方を対象に、一定の条件の下、貸付当初5年間に限り、最大2.0%の利子助成(実質無利子化)が適用されます。 「負債の整理、国庫補助金残融資など」は対象外です。			

㈱日本政策金融公庫資金（２） 青年等就農資金（無利子）

新たに農業を始める方等を支援するための無利子の資金です。 【取扱機関：㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業等】

資 金 の 使 途	貸付対象者	償還期限 (うち据置期間)	貸 付 限 度 額	債 務 保 証
青年等就農計画の達成に必要な次の資金（ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る。） ○農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や販売施設等 ○家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費 ○農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払い（※農地の取得費用は対象外） ○経営に伴って必要となる資材費など	認定新規就農者 ※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人	年以内 17(5)	3,700万円 (特認1億円)	実質的な無担保・無保証人制度 担保：原則として、融資対象物件のみ 保証人：原則として個人は不要、法人で必要場合は代表者のみ

注(1) 貸付を受けるには、青年等就農計画を作成して市町村の認定（認定新規就農者）を受ける必要があります。

注(2) 国の補助金を財源に含む補助事業（事業負担金を含む）は、本資金の対象外。ただし、県単独補助事業や融資残補助事業（経営体育成支援事業）は対象となります。

㈱日本政策金融公庫資金（３） 農業改良資金（無利子）

農業の担い手が自らの創意工夫による新作物や新技術の導入、地域産業６次化の推進を支援する無利子の資金です。

【取扱機関：㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業、農協、銀行、信金、信組等】

農 業 改 良 措 置 の 内 容	資 金 の 使 途	貸 付 対 象 者	償 還 期 限 (うち据置期間)	貸 付 限 度 額
1 新たな農業部門の経営の開始 (新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目区分へ進出する場合) 2 新たな加工の事業の経営の開始 (自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた方が従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合) 3 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入 (新たな技術で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減あるいは環境の保全に資するものを導入する場合) 4 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入 (自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合) 5 認定製造事業者等にあつては、農業経営に必要な施設であつて、新用途米穀の生産の高度化に資するもの 6 促進事業者にあつては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等が認定総合化事業計画に従つて実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる、農業経営に必要な施設の設置等の措置	1 施設の改良、造成又は取得 2 永年性植物の植栽又は育成 3 家畜の購入又は育成 4 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件整備 5 農地又は採草放牧地の賃借権等の権利を取得する場合の権利金支払い又は存続期間に対する対価の全額一時払い 6 農機具、運搬用機具等の賃借権を取得する場合の借賃の全額一時払い 7 能率的な農業の技術又は経営方法習得のための研修 8 品種の転換 9 農畜産物の需要開拓のための調査、開発、通信・情報処理機材取得 10 営業権、商標権等の無形固定資産の取得又は研究開発費等の繰延資産に計上し得る費用 11 農業経営の改善に必要な農薬費、資材費（種苗費、肥料代、燃料費等）、雇用労賃、機械・施設修理費等の初次的経費 12 認定製造事業者等にあつては、農業経営に必要な施設であつて、新用途米穀の生産の高度化に資するもの 13 促進事業者にあつては、支援先の農業者等が認定総合化事業計画に従つて実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる、農業経営に必要な施設の設置等の措置	1 農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等 2 米穀新用途利用促進法に基づく生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた生産者又は促進事業者のうち特定畜産物等の生産を行う者等 3 六次産業化法に基づく総合化事業計画を作成し、認定を受けた農業者等 4 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、認定を受けた農業者等 5 米穀新用途利用促進法に基づく農業改良支援措置を行う認定製造事業者等 6 六次産業化法に基づく総合化事業計画に従い、農業改良措置を支援するための措置を行う促進事業者	1 農業改良資金融通法に定める特定地域資金を借り受ける場合 12(5) 2 農林漁業バイオ燃料法に定める資金を借り受ける場合 12(3) 3 米穀新用途利用促進法に定める資金を借り受ける場合 12(3) 4 六次産業化法に定める資金を借り受ける場合 12(5) 5 みどりの食料システム法に定める資金を借り受ける場合 12(3) 6 認定製造事業者 12(3) 7 促進事業者 12(5)	年以内 個人 5,000万円 法人 1億5,000万円

㈱日本政策金融公庫資金（４）

財政融資資金を原資とした、農業者等の生産力の維持増進等に資するための長期で低利な資金です。

【取扱機関：㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業、農協、銀行、信金、信組等】

資金の種類	資金の用途	貸付対象者	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額
農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害、経営環境の変化等に対し、農業経営を維持・安定するための資金 ①災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金 ②法令に基づく処分又は行政指導（豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金 ③社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰すことができない事由により、一定の経営状況になっている農業経営の維持安定に必要な資金	一定の要件を満たす農業者	年 % 1.95～2.85	年以内 15(3)	〔一般〕600万円 〔特認〕年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）
経営体育成強化資金	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をするための資金 ①前向き投資資金 農地、牧野の改良や造成、農地等の取得（利用権含む）、農機具等の借賃全額一時払、果樹等の植栽等、家畜の購入育成等、農産物の加工、流通、販売等に必要な施設・機械等の取得等	農業を営む個人、農業生産法人・集落営農組織・農業参入法人	3.00	25(3)	次の(1)～(3)の合計額で、以下の限度内 個人・農業参入法人 1億5千万円 法人・集落営農組織 5億円 (1) 前向き投資資金 融資率80% (2) 償還負担軽減資金 再建整備資金 個人1,000万円 (特認1,750万円 特定2,500万円) 法人4,000万円 (3) 償還円滑化資金 認定後5年間（特認10年間）に償還する制度資金の元利金の合計
	②償還負担軽減資金 ア 再建整備資金 既存営農負債（制度資金を除く）の整理及び経営再建整備資金 イ 償還円滑化資金 制度資金等の償還金の円滑な支払いに必要な資金	農業を営む個人、農業生産法人・集落営農組織・農業参入法人	3.00	25(3)	
中山間地域活性化資金	貸付対象者＝中山間地域内で事業を行う農林漁業者や中山間地域の農林水産物を取り扱う会社等				
	加工流通施設整備資金	中山間地域の農林水産物を原材料等として使用する製造、加工、販売を行う事業であって、新商品、新技術の研究開発や利用、需要の開拓、事業の提携に必要な施設の整備、試験研究費、特許権取得費等	大企業以外 2億7千万円まで 2.85 2億7千万円超 3.10 注. 大企業及び中小企業10年未満の貸付の一部は廃止	15(3)	限度なし 借受方法が転貸の場合のみ利用可能 ①農業を営む者 保証料(年) 無担保・無保証人の場合 0.38% 〃のうち特例 0.32% 有担保の場合 0.23% (法人=役員個人連帯保証、その他保証金額制限有) ②その他 0.32%
	保健機能増進施設整備資金	体験農園、林間キャンプ場等の整備	大企業以外 2億7千万円まで 2.85 2億7千万円超 3.10 注. 大企業及び中小企業10年未満の貸付の一部は廃止	15(3)	
	生産環境施設整備資金	集会施設、簡易給排水施設等の整備	3.00	25(8)	
振興山村・過疎地域経営改善資金	農機具、建物等の取得や改良、果樹、桑等の植栽や育成、繁殖牛や乳牛等の購入、特用林産物（しいたけ、なめこ等）関係機械・施設の取得等（振興山村・過疎地域内での事業に限る）	農業を営む個人・法人、農協、共同利用事業を行う団体等	年 % 補助 3.15 (共同利用) 4.15 非補助 3.00	年以内 25(8)	補助事業 負担する額の80%以内 非補助事業 負担する額の80%以内又は次のいずれか低い額 個人1,300万円（特例2,600万円） 法人5,200万円（特例6,000万円～5億円）

資金の種類	資金の使途	貸付対象者	貸付利率	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額
農 林 漁 業 施 設 資 金	共同利用施設 農産物の生産、流通、加工、販売に必要な 共同利用施設及びその他共同利用施設の改 良、造成、復旧又は取得	土地改良 区、農協等	1.95～3.10	20(3)	負担額の80%
	主務大臣指定施設 ①アグリビジネス強化（スーパーW） 農産物加工処理施設、農産物保管貯蔵施 設等の改良、造成等	認定農業 者・認定農 業者が設立 した法人	3.00	25(5) 又は10(3)	事業費の80%以内 (特例90%以内)
	②環境保全型農業推進 環境保全型農業を行うのに必要な施設（畜 産業に係るもの・農産物販売施設を除 く）	農業等を営 む個人・法 人等	3.00	15(3)	負担額の80%以内 又は個人3,500万円、法人7,000万円の いずれか低い額
	③災害復旧 被災した農舎・畜舎・農業生産環境施設、 農機具及び運搬用器具等の復旧	農業等を営 む個人・法 人等	1.95～3.00	15(3)	負担額の80%以内 又は1施設当たり300万円(特任600万 円)のいずれか低い額 ただし、非常災害の場合は、1施設当た り1,200万円
農 業 基 盤 整 備 資 金	1 農地、牧野の改良・造成事業 ① ほ場整備・開畑・埋立・干拓・草地 造成・優良牧草の導入等 ② かんがい排水施設・農道・牧野等の 保全利用上必要な施設の改良、造成 2 災害復旧事業 農地・牧野又はその保全利用上必要な 施設の災害復旧 3 調査設計等 ①調査設計 ②換地設計 ③団体営地形作成 ④災害復旧事業計画概要等作成	農業を営む 個人、土地 改良区、農 業者の組織 する法人・ 団体等	補 助 県 営 3.15 団 体 営 3.00 非補助 3.00 災害復旧 1.95～3.00	25(10)	対象事業の当該年度地元負担額 ただし、最低限度額は1件当たり50万円
担 い 手 育 成 農 地 集 積 資 金	担い手育成農地集積事業による農地、牧野 の改良、造成（農業基盤整備資金と併せて借 入れる場合に限る）	農業を営む 個人・法 人、土地改 良区、農協 等の担い手 育成農地集 積事業とし て採択され たもの	無利子		対象事業の年度事業費の10%相当額又 は当該年度負担額の6分の5相当額のい ずれか低い額
畜 産 経 営 環 境 調 和 推 進 資 金	畜産業を営む者 ①処理高度化施設の改良、造成、取得 ②処理高度化施設の賃借料、利用料 ③法人への参加に必要な処理高度化施設 の取得（現物出資）又は出資 ※処理高度化施設：畜舎、たい肥舎、サイロ、 家畜用水施設、牧さく、排水施設、農産 物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機 具保管修理施設、ふ卵育すう施設、家畜管理 所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、未 利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具	畜産業を営 む（県知事 より処理高 度化施設整 備計画の認 定を受ける）	補 助 3.00 非補助 3.00	20(3) 賃借料等 一括支払 等の場合 15(3)	融資率80%（特認90%） 個人 3,500万円 （特認1億2,000万円） 法人 7,000万円 （特認4億円）
	共同 利用 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進 に必要な共同利用施設・機具の改良、造成、 取得	農業協同組 合、農業協 同組合連合 会、畜産業 を営む者が 組織する法 人若しくは 団体（県知 事より共同 利用施設整 備計画の認 定を受ける）	3.00	20(3) 賃借料等 一括支払 等の場合 15(3)	融資率 80%

注(1) 特認、特定及び特例は、一定要件に該当した場合等に貸付の限度額が引き上げられます。
注(2) ㈱日本政策金融公庫資金の貸付けは、金融公庫が直接貸付けを行う「直貸」、銀行等に業務委託を行っている「委託貸」、農協等を経
由して貸付を行う「転貸」があり、資金ごとに貸付方法が定まっています。
なお、農協転貸の場合は福島県農業信用基金協会の債務保証を受けることができます。
保証料 ①農業を営む者→(年)無担保・無保証人の場合=0.38% 有担保の場合=0.23%
法人=代表者個人連帯保証、その他保証金額制限有 ②その他→0.32%
注(3) 経営体育成強化資金については、農業参入法人・集落営農組織等が借入を行う場合には、経営改善資金計画について市町村特別融資制
度推進会議の認定を受ける必要があります。
注(4) 農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金については、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた農
業者等への特例措置があります。

農業制度資金を利用する際の注意事項

農業制度資金は、国、県、市町村からの補助金により支援されていますので、次のような行為は行わないでください。禁止されている行為を行った場合や、義務づけられている行為を怠った場合は、融資した資金や補助金を返還して頂くことがありますので、ご注意ください。

また、借入申込みから貸付実行にいたるまで、農林事務所等の認定審査会の開催、融資機関等による担保の設定や登記等により、1～2か月程度かかることもありますので、余裕を持って手続きを行ってください。

1 目的外使用の禁止

農業制度資金は、申請されたときに提出された事業内容について審査・決定しますので、融資した後、原則として事業内容を変更することは出来ません。

2 事前着工の禁止

農業制度資金はこれから行おうとする事業に融資する資金ですので、原則として、利子補給承認日又は貸付実行日の前に行っている事業や既に完了している事業に対しては、使用できません。

◆貸付利率について

国・県・市町村が利子補給を行うことなどにより、低利になっています。

各資金ごとに記載してある利率は、金利情勢に応じて改定されますので注意してください。

◆償還期限等について

償還期限は、資金ごとに対象となる機械・施設の減価償却期間などを基に決めることになります。一般的に長期で有利になっていますので、据置期間を上手に利用して、無理のない返済計画を立ててください。

なお、毎年の償還回数や償還日が制限されている場合もありますので注意してください。

償還方法は、元金均等償還（元金の償還額を毎回均等にする方法）と元利均等償還（元金と利息を合わせた償還額を毎回均等にする方法）がありますが、利用できる方法が決まっている資金もあります。

◆貸付限度額について

事業に必要な経費の全額を借りられる資金と事業費の一定割合（80%が多い）が限度になる資金がありますが、経営規模等から見て投資できる適切な範囲を超えないよう事業計画を検討してください。

事業費の全額を借りられるときでも自己資金に余裕がある場合は、自己資金を使つてなるべく負債を少なくすることが大切です。

◆借入れ手続きについて

資金ごとに借入れ手続きが異なりますが、主な手続きは次のとおりです。

【農業近代化資金】

県と利子補給契約を締結している農協等の融資機関へ借入申込希望書兼経営改善資金計画書、借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書を提出し、融資機関から農林事務所に利子補給承認申請書を提出していただきます。

なお、認定農業者の方が特例措置（貸付利率及び融資率）を受ける場合は、経営改善資金計画について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。

【農家経営安定資金・農業経営負担軽減支援資金】

県と利子補給契約を締結している農協等の融資機関へ借入申込書を提出し、融資機関から農林事務所に利子補給承認申請書を提出していただきます。

なお、農業経営負担軽減支援資金については、あらかじめ経営改善計画書を作成して、農林事務所が主催する経営診断会議の経営診断を受ける必要があります。

【㈱日本政策金融公庫資金】

㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業又は公庫資金の取扱いを行っている農協等の融資機関へ借入申込書を提出していただきます。

なお、経営体育成強化資金で負債整理を含まない場合は、借入申込書提出時に経営改善資金計画を併せて提出していただくこととなります。

また、経営体育成強化資金で負債整理を含む場合には、あらかじめ経営改善計画書を作成して、農林事務所が主催する経営診断会議の経営診断を受ける必要があります。

【農業経営基盤強化資金】

㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業又は公庫資金の取扱いを行っている農協等の融資機関へ借入希望申込書、借入申込書及び経営改善資金計画書を提出していただきます。

また、経営改善資金計画について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。

なお、無利子化等の条件については、㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業にお尋ねください。

【農業経営改善促進資金】

福島県農業信用基金協会と基本契約を締結している農協等の融資機関へ資金利用申込書兼借入申込書を提出していただきます。

なお、申込書について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受ける必要があります。

【農業改良資金】

（株）日本政策金融公庫福島支店農林水産事業へ借入申込希望書、貸付資格認定申請書及び経営改善資金計画書を提出していただきます。

なお、経営改善資金計画について、県の認定を受ける必要がありますが、それらの手続きは公庫を経由して行います。

なお、詳しくは農協等の融資機関、市町村、市町村農業委員会、県の農林事務所等にご相談ください。

◆担保・保証人について

資金の貸付けを行う融資機関の判断によりますので、融資機関へご相談ください。

制度資金の相談窓口

《農林事務所農業振興普及部》

県 北 TEL 024-521-2604
県 中 TEL 024-935-1307
県 南 TEL 0248-23-1557
会 津 TEL 0242-29-5302
南会津 TEL 0241-62-5253
相 双 TEL 0244-26-1147
いわき TEL 0246-24-6160

《農業普及所》

伊 達 TEL 024-575-3181
安 達 TEL 0243-22-1127

田 村 TEL 0247-62-3113
須賀川 TEL 0248-75-2180

喜多方 TEL 0241-24-5743
会津坂下 TEL 0242-83-2112

双 葉 TEL 0240-23-6474

《㈱日本政策金融公庫福島支店農林水産事業》

TEL 024-521-3328

ホームページアドレス <http://www.jfc.go.jp>

《福島県農業信用基金協会》

業 務 部 TEL 024-554-3225

《福島県農業会議》

TEL 024-524-1201

《福島県農林水産部》

農業経済課 TEL 024-521-7349

ホームページアドレス

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021e/kinyuugyoumu.html>

Eメールアドレス

kinyuukyousai@pref.fukushima.lg.jp

